

2021年5月21日

お客様各位

盛田株式会社

マルキン忠勇「琉球もろみ酢 500ml 2品」もろみ酢原液変更についてのご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
表題の件につきまして、消費者庁の通知に沿って暫定的に下記の対応をとらせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

弊社、マルキン忠勇「琉球もろみ酢プレーン 500ml (JAN: 4902032677327)」及び「琉球もろみ酢 低糖 500ml (JAN: 4902032677334)」の原料となるもろみ酢原液は、菊之露酒造株式会社(沖縄県宮古島)泡盛を製造する際の副産物となるもろみ酢原液を使用しており、プレーンタイプについてはラベル正面に《宮古島産「菊之露」もろみ酢原液使用》と表示しています。しかしながら新型コロナウイルスの影響により泡盛の生産量が減少したことで、菊之露酒造株式会社のみからの供給が困難な状況になっております。

その対応として2021年5月より当面の間、菊之露酒造株式会社以外の沖縄県産もろみ酢原液を併用して商品の製造をさせていただきます。なお、もろみ酢原液の併用により表示されている栄養分量に誤差が生じる可能性があります、品質に影響はございません。

今後も安心・安全な商品づくりと安定供給に最善を尽くして参ります。何卒ご理解の程、宜しく申し上げます。



以上

### 【参考】

令和2年4月10日、消費者庁より「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」の通知がございました。

この通知は、①国内外における原材料等の供給停滞に伴い、食品関連業者がやむを得ずに行なった原材料等の切替えにより容器包装の資材変更に即時対応できない事情がある場合に限り、②容器包装に表記された原材料等・原料原産地又は栄養成分の量などの表示事項と、実際に使用されている原材料等・原料原産地又は栄養成分の量などに齟齬がある場合であっても、③一般消費者に対して、店舗等内の告知・社告・ウェブサイトの掲示等により当該食品の適正な情報が適時適切に伝達されている場合にあつては当分の間、食品表示基準を弾力的に運用する旨を関係機関に通知しております。